

病弱者に関する教育の領域の追加について

教育職員検定により、**病弱者**に関する教育の領域の追加の定めを受けるためには、次の「在職年数」及び「単位数」を満たす必要があります。

良好な成績で勤務した旨の証明を必要とする在職年数

専修免許状・一種免許状に領域の追加の定めを受けようとする場合	既に免許状に定められている特別支援教育領域 又は 病弱者 に関する教育の領域を担当する教員として1年
二種免許状に領域の追加の定めを受けようとする場合	特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校 又は 中等教育学校の教員として1年

大学又は免許法認定講習等で修得する必要がある単位数

	科目	単位数	備考
専修免許状・一種免許状に領域の追加の定めを受けようとする場合	病弱者 に関する教育の領域に関する科目	2単位以上	「心理等に関する科目」1単位以上 及び 「教育課程等に関する科目」1単位以上() 又は 「教育課程等に関する科目」1単位以上 及び 「心理及び教育課程等に関する科目」1単位以上() を含むように単位を修得してください。
		1単位以上	病弱者 に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状(養護学校教諭二種免許状を含む。)を有している場合等は、二種免許状に領域の追加の定めを受けるために修得する必要がある単位数は、既に修得したものとみなします。
二種免許状に領域の追加の定めを受けようとする場合	病弱者 に関する教育の領域に関する科目	1単位以上	「心理及び教育課程等に関する科目」1単位以上()を含むように単位を修得してください。 「心理等に関する科目」1単位 及び 「教育課程等に関する科目」1単位()を修得した場合も、二種免許状に領域の追加の定めを受けることができます。

「心理等に関する科目」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の略です。

「教育課程等に関する科目」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の略です。

「心理及び教育課程等に関する科目」は、「心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目」の略です。

重要！

2以上の特別支援教育領域に関する科目の単位(例えば、肢体不自由者に関する教育の領域に関する科目2単位及び病弱者に関する教育の領域に関する科目2単位)を修得した場合は、1回の申請で、2以上の特別支援教育領域の追加の定めを受けることができます。